

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 5 月 30 日（金）第 621 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（※）（総務事務センター取扱い） 1

訓 令

- 鹿児島県税事務処理規程の一部を改正する訓令（※）（税務課取扱い） 2

告 示

- 保安林の指定（2件）（森づくり推進課取扱い） 3
○保安林の指定予定（4件）（森づくり推進課取扱い） 4
○保安林の指定の解除予定（森づくり推進課取扱い） 5
○まあじに関する知事管理漁獲可能量の変更（水産振興課取扱い） 6
○肥料の登録の有効期間の更新（経営技術課取扱い） 6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（大島支庁取扱い） 6

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 政治団体の名称等の公表（選挙管理委員会取扱い） 7

公 安 委 員 会 公 告

- 機械警備業務管理者講習実施公告（生活安全企画課取扱い） 8

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第55号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年鹿児島県規則第3号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1号中「懲役，禁錮」を「拘禁刑」に改め，「拘置されている場合」の次に「若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合」を加える。

附 則

- この規則は，令和 7 年 6 月 1 日から施行する。
- この規則の施行前にした行為に対する刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。），旧刑法第13条に規定する禁錮（以下この項において「禁錮」という。）若しくは旧刑法第16条に規定する拘留（以下この項において「旧拘留」という。）の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を

含む。以下この項において同じ。)に拘置されている者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対するこの規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第 7 条の 2 第 1 号の規定の適用については、懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者とみなす。

訓 令

鹿児島県訓令第 5 号

鹿児島県税事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 5 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県税事務処理規程の一部を改正する訓令

鹿児島県税事務処理規程（昭和 39 年鹿児島県訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

目次中「並びに委託納付」を削る。

第 129 条の 4 中「令和 5 年鹿児島県条例第 32 号」を「令和 6 年鹿児島県条例第 43 号」に改める。

第 3 章第 3 節の節名中「並びに委託納付」を削る。

第 157 条第 3 項を次のように改める。

3 地域振興局等の長は、過誤納金等を還付し、又は充当しようとするときは、過誤納金等還付充当決議書（別記第 199 号様式）により処理し、出納員に支出命令を発するものとする。

第 158 条の見出しを「（過誤納金の還付又は充当）」に改め、同条第 1 項中「若しくは充当し、又は当該還付金等による委託納付をする」を「又は充当する」に改める。

第 262 条中「第 3 条第 1 項」を「第 3 条」に改める。

別表の 1 の表中 「

永久 3 年

」 を 「

常用 3 年

」 に、

「

更正請求整理簿 地方税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等承認整理簿	3 年 永久
--	-----------

」 を
「

更正請求整理簿	3 年
---------	-----

」 に改める。

別表の 2 の表中 「

永久 3 年 永久 永久

」 を 「

常用 3 年 常用 常用

」 に、

「

軽油引取税特別徴収義務者証票整理簿 免税軽油使用者証交付簿 免税証交付整理簿 産業廃棄物税特別徴収義務者証票整理簿 最終処分場又は焼却施設設置届出整理簿	永久 3 年 3 年 永久 永久
--	------------------------------

」 を

「

軽油引取税特別徴収義務者証票整理簿 免税軽油使用者証交付簿 免税証交付決議書兼整理票 免税証返納決議書兼整理票	常用 3 年 3 年 3 年
--	-------------------------

」 に改める。

産業廃棄物税特別徴収義務者証票整理簿
最終処分場又は焼却施設設置届出整理簿

常用
常用

別表の３の表中「更正整理簿」を「更正決議書」に、「過誤納金等整理簿」を「過誤納金等還付充当決議書」に、「永久」を「30年」に改める。

別表の 4 の表を次のように改める。

4 徵收事務關係備付帳簿

帳簿等の名称	保存年限
搬出財産受払整理簿	5年

別記様式目次中「第199号様式 過誤納金等還付充当・委託納付決議書」を「第199号様式 過誤納金等還付充当決議書」に改める。

別記第199号様式中「過誤納金等還付充当決議書」を「過誤納金等還付充当決議書」に、

「還付充当
委託納付
をして」を「還付充当をして」に、
「還付充当
委託納付
年月日」を「還付充当年月日」に改
める。

別記第255号様式中「の規定により11年以下の懲役又は11十万円以下の罰金に処せられます」を「により驅せられます」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、令和7年5月30日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に改正前の鹿児島県税事務処理規程に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

告 示

鹿児島県告示第404号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和7年5月30日

鹿兒島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
西之表市現和字椎之木小田4496番，4497番7（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は，択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び西之表市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第405号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 7 年 5 月 30 日

鹿兒島県知事 塩田康一

1 保安林の所在場所

大島郡喜界町大字志戸桶字割キシ290番，297番（次の図に示す部分に限る。），298番，299番，字前平825番1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は，択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は，省略し，その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び喜界町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第406号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により，次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 7 年 5 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

霧島市横川町上ノ字宇都4210番1，4210番13，4210番14，4210番53，字池頭5071番1

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は，定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第407号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により，次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 7 年 5 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

出水郡長島町獅子島字犬唯732番，738番，739番1，739番2，字上仁田817番，818番

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は，択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び長島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第408号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 7 年 5 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

大島郡宇検村大字須古字上本226番

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び宇検村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第409号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 7 年 5 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

鹿児島市岡之原町5099番 2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第410号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和 7 年 5 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除予定保安林の所在場所
大島郡龍郷町中勝字カンマ2523番
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鹿児島県告示第411号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、まあじに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和7年5月30日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和7年1月1日から同年12月31日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
4,900トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県まき網まあじ漁業	3,200トン
鹿児島県その他のまあじ漁業	現行水準

鹿児島県告示第412号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和7年5月30日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1350号	令和10年6月13日	魚廃物加工肥料	Wフィッシュ	窒素全量 5.0 りん酸全量 3.4	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社厚石園	枕崎市桜山東町974番地

大島支庁告示第11号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和7年5月30日

大島支庁長 松藤啓介

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
すまいるランド	大島郡徳之島町 亀津4811-34名 古ハウス2号棟	特定非営利活動法人すまいる福祉会	大島郡徳之島町 亀津3075政木アパート2階	前田千代美	令和7年 5月20日	生活介護 ・就労継続支援B型

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による設立の届出があった政治団体、法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体及び法第17条第1項の規定による解散の届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和 7 年 5 月 30 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1 設立の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
阿多まさや後援会	阿多 聖弥	白ヶ澤 優里華	日置市伊集院町猪鹿倉一丁目11番地2	令和7年4月7日
大坪元気後援会	大坪 元気	大坪 優子	霧島市溝辺町麓391-5	令和7年4月30日
日本共産党福元たかひろ後援会	福元 孝洋	河野 修一	薩摩郡さつま町宮之城屋地931-6	令和7年3月10日
渡辺よしあき後援会	渡邊 圭章	渡邊 公兒子	霧島市国分広瀬二丁目37-18	令和7年4月14日

2 異動の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

ア 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党鹿児島県第一選挙区支部	宮路 拓馬	会計責任者の氏名	粕谷 訓史	屋島 明人	令和7年4月10日

イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党鹿児島県医療会支部	牧角 寛郎	代表者の氏名	牧角 寛郎	池田 琢哉	令和6年7月25日
自由民主党鹿児島県鹿児島市・鹿児島郡区第十一支部	藤崎 剛	会計責任者の氏名	藤崎 剛	上之園 誠	令和7年4月23日
自由民主党よしだ支部	脇田 彰一	代表者の氏名	脇田 彰一	脇田 高德	令和6年12月25日
		会計責任者の氏名	脇田 高德	船脇 功	

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

ア 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
拓馬会	宮路 和明	会計責任者の氏名	粕谷 訓史	屋島 明人	令和7年4月10日
みやじ拓馬後援会	西郷 隆文	会計責任者の氏名	粕谷 訓史	屋島 明人	令和7年4月10日

イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
鹿児島県建設政治連盟	藤田 護	会計責任者の氏名	野下 宏治	鮫島 秀久	令和 7 年 4 月 1 日
鹿児島県分権自治政治フォーラム	豊田 一彦	代表者の氏名	豊田 一彦	片野坂 昭彦	令和 7 年 4 月 1 日
川畑こういち後援会	市 吉光	会計責任者の氏名	川畑 恵	伊地知 亮太	令和 7 年 4 月 7 日
薩摩のこころ夢ネットワーク（藤崎たけし後援会）	藤崎 剛	会計責任者の氏名	藤崎 剛	上之園 誠	令和 7 年 4 月 23 日
すすめ登志朗後援会	町田 義彦	会計責任者の氏名	米川 健太郎	川畑 宏一	令和 7 年 4 月 7 日
全国たばこ耕作者政治連盟鹿児島県支部	遠矢 忠雄	会計責任者の氏名	堤 修平	片野坂 秀吉	令和 6 年 12 月 3 日
竹之内勉後援会	竹之内 茂美	会計責任者の氏名	古園 辰也	塩屋 重満	令和 7 年 3 月 1 日
松元秀樹後援会	松元 秀樹	会計責任者の氏名	松元 秀樹	松元 まり子	令和 7 年 3 月 26 日
山田としお鹿児島後援会	山野 徹	会計責任者の氏名	久松 純一	富田 貴浩	令和 7 年 4 月 1 日
和田かおり応援団	上妻 忠昭	代表者の氏名	上妻 忠昭	西田 薫	令和 7 年 1 月 24 日
		会計責任者の氏名	和田 信夫	迫川 浩英	

3 解散の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解 散 年 月 日
市政を考える会	阿久根市大川120番地	濱門 明典	令和 6 年12月31日
末原ゆう子後援会	鹿児島市坂之上七丁目20-17	末原 裕子	令和 7 年 4 月 25 日
ときよし茂治後援会	鹿屋市寿五丁目15-1	時吉 茂治	令和 6 年12月31日
東孝一郎後援会	指宿市山川小川130-1	東 孝一郎	令和 6 年12月31日
森山ふとし後援会	薩摩郡さつま町山崎73番地1	長濱 邦博	令和 7 年 4 月 24 日
吉永よしかず後援会	始良郡湧水町北方1748-2	本村 裕栄	令和 6 年12月31日

公安委員会公告

機械警備業務管理者講習実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和 7 年 5 月 30 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

1 講習の実施期間及び講習時間

(1) 実施期間

令和 7 年 7 月 14 日（月）から同月 16 日（水）まで

(2) 講習時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

2 講習の実施場所

鹿児島県社会福祉センター（鹿児島市鴨池新町 1 番 7 号）

3 受講定員

10 人（原則として、受付先着順とする。）

4 受講申込みの受付等

(1) 受付期間及び時間帯

ア 期間

令和 7 年 6 月 10 日（火）から同月 13 日（金）まで

イ 時間帯

午前 8 時 30 分から午後 4 時まで

(2) 受付場所

ア 鹿児島県内に住所を有する者等

受講者の住所地又は受講者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 鹿児島県外に住所を有する者

鹿児島県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 提出書類

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和 58 年国家公安委員会規則第 2 号）第 4 条に規定する別記様式第 1 号の機械警備業務管理者講習受講申込書（申請前 6 か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真（縦の長さ 4.2 センチメートル、横の長さ 3.6 センチメートル）1 枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。）1 通

(4) 申込方法

受講者本人が(2)の受付場所に直接持参し、申し込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）。

(5) 講習手数料

39,000 円（39,000 円分の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。）
なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。

5 その他

(1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。

(2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

(3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。

6 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

(1) 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線 3032・3033）

(2) 一般社団法人鹿児島県警備業協会
電話番号 099-224-4490